

農業委員会第29回総会議事録

1. 日 時 令和7年11月14日（金）午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室（A・B）

3. 出席委員（19人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則
1番	前田 和幸	2番	間崎 孝至
4番	渥美 利男	5番	打田 光橋
7番	山中 進	8番	阪田 泰久
10番	舘 宣一	12番	平子 伸
14番	上田 みね子	15番	豊田 栄美子
17番	小林 登志樹	19番	鈴木 啓之

4. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務G L、吉村農地G L、今村

5. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更申請について

第7号議案 農用地利用集積等促進計画について

第8号議案 農用地利用集積等促進計画取消の承認について

- 報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について
- 報告事項第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）
- 報告事項第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）
- 報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）
- 報告事項第 6 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）
- 報告事項第 7 号 農地等の現況について（裁判所）
- 報告事項第 8 号 非農地証明願いについて
- 報告事項第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 報告事項第 10 号 時効取得による移転について
- 報告事項第 11 号 取下願・取消願の承認について
- 報告事項第 12 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格
法人の定期報告について

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 29 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 29 回総会は、委員の過半数が出

席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第8番阪田泰久委員、議席番号第9番市川正之委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権についてでございます。議案書2ページの、19の129番は、○○委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書2ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

19の129番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は2,207m²、取得後は、茶を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は1件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、○○委員の着席を求めます。

(○○委員 着席)

引き続き、残りの第1号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、4の126番は牧田地区、申請地は弓削町地内、登記地目は田、現況地目は畠、面積は290m²です。取得後は大豆を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、5の101番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は338m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5の118番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は3,167m²です。取得後は植木を栽培するとの申請です。

続きまして、6の119番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は1,043m²です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の120番は稻生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は274m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接及び新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の127番は稻生地区、申請地は稻生町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は895m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、9の124番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,063m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、19の121番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は4,240m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、19の128番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は2,635m²です。取得後は、茶を栽培するとの申請です。

続きまして、20の123番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は364m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22の117番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は318m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、22の122番は鈴峰地区、申請地は小社町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,419m²です。取得後は、果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、22の125番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は266m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。また、通作距離については、隣接地に引っ越す旨を記載しております。

以上、申請件数は13件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会によ

る審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書4ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

1の16番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は7,465m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

3の15番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目、現況地目とも畠、合計面積は2,273m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

3の17番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,011m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

12の18番は2地区にまたがっております。まず、玉垣地区、申請地は肥田町地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、登記地目・現況地目とも畠が3筆、合計面積は903m²です。13の18番は若松地区、申請地は若松西四丁目地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は192m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は4件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書5ページ、及び位置図の5ページ目をご覧ください。

まず、1の14番は、国府地区、申請地は国府町地内、登記地目は田及び畠、現況地目は宅地、合計面積は831m²です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。なお、申請人は、それまで利用していた農業用倉庫が手狭になったため、昭和49年ごろから当該地の一部を造成し、農業用倉庫を建築した旨の始末書が提出されております。

続きまして、15の15番は、栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、登記地目・現況地目とも畠が1筆、合計面積は371m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、20の13番は椿地区、申請地は山本町89番1外14筆、登記地目は山林、畠及び田、現況地目は畠、合計面積は22,717m²です。申請内容は、当該地を一時転用により駐車場用地とするものです。申請者は、隣接地で、研究栽培農園を運営しており、本件はその一般公開時の臨時駐車場として一時転用を行うものです。なお、転用開始時期は令和7年12月1日から、駐車場として利用する期間は、令和8年3月30日までとし、その後、4月30日までに復元を行う予定です。農地区分は、おおむね第1種農地と判断され、登記地目が田の農地についてのみ農用地です。第1種農地及び農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、こちらは3,000m²を超える案件の為、11月7日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は3件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

鈴木啓之委員

最後の案件について、昨年も申請がありましたが、これは更新ですか。

事務局

毎年申請があります。申請後、許可期間後に復元されていますので、毎年新規申請になります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、

事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書7ページ、及び位置図の続き8ページ目をご覧ください。

まず、1の117番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は885m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.2m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の119番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,145m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、500.1m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の123番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は1,510m²です。申請内容は、当該地を蓄電池設置用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の124番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は1,629m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、モータースポーツレースの企画・運営事業を営んでいる法人であり、申請地対面にバイクの練習場の営業を予定していますが、来客用駐車場が無いため駐車場用地として申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の120番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は1,907m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル兼資材置場設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39m²です。また、太陽光事業に関連するパネルや支柱を置く資材置場として使用します。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の125番は稻生地区、申請地は稻生町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は915m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、434.9m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の126番は稻生地区、申請地は稻生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は806m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、381.9m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の127番は稻生地区、申請地は稻生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は998m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、422.2m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の112番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は454m²です。申請内容は、当該地を社会福祉用地とするものです。申請者は、障害福祉サービス事業を営んでおり、近隣で利用が見込まれる、障害者就労継

続支援 B 型事業所として使用します。なお、譲渡人が 2020 年 6 月中旬から駐車場として使用していたため、始末書が添付されており、転用はやむを得ないと考えます。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 113 番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、事業全体の面積は山林 3 筆を含み合計 892 m²、うち農地につきましては、登記地目・現況地目とも田が 2 筆、登記地目・現況地目とも畠が 2 筆、合計面積は 674 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.11 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 118 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は 1,322 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、495.7 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 122 番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 774 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、366.32 m²です。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

続きまして、17 の 114 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,044 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、387.48 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、19 の 121 番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は 1,077 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、442.99 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 115 番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 629 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、土木業を営んでおり、それまで利用していた、既設の資材置場兼重機置場が手狭になってきた為、平成 18 年から当該地を資材置場として利用していました。始末書も添付されており、転用はやむを得ないと考えます。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 116 番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は 381 m²です。申請内容は、当該地を一般個人住宅用地とするものです。また、都市計画法に基づく開発許可申請も提出されております。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 16 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

小林委員

1の123番の蓄電池設置用地について、バッテリーを設置するということですか。
事務局

9月の総会で初めて申請がありましたが、蓄電池が入ったコンテナを設置します。
空調や消火などの設備が設置され管理会社が管理します。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、
事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。
議案書10ページ、及び位置図の続き24ページ目をご覧ください。

3の22番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は171m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

11の23番は箕田地区、申請地は中箕田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,930m²です。申請内容は、当該地を農業用資材置場用地として転用するものです。申請者は、農産物の生産、加工、販売を営んでおり、既存の農業用施設が手狭になってきたことから大型トラックや大型重機等が乗り入れできる十分な広さの道路に面した当該地を使用するものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

13の26番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目は田、現況地目は畠、面積は230m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

15の24番は栄地区、申請地は磯山村地内、登記地目・現況地目とも田、面積は483m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、21の25番は深伊沢地区、申請地は追分町地内、登記地目・現況地目とも畠が3筆、登記地目山林、現況地目畠が1筆、合計実測面積は2,964m²です。申請内容は、当該地を砂利採取用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は5件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請についてでございます。議案書11ページの変更前22の150番と変更後22の4番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、第6号議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明致します。

議案書11ページ、及び別紙の位置図の続き29ページ目をご覧ください。

22の4番は、工場・倉庫用地として令和6年2月1日付け第506-9-150号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、事業用地1について、完成後、貸借する事業者の変更です。変更理由としては、賃貸費や建物形状において折り合いがつかないことによるものです。また、地積更正による面積増加及び現況に地目変更されています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第6号議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

続きまして、第7号議案 農用地利用集積等促進計画についてでございます。別冊の農用地利用集積等促進計画案の3ページ13番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を

求めます。

(○○委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書3ページをお開きください。13番は、庄野地区で使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、○○委員の着席を求めます。

(○○委員 着席)

引き続き、別冊の農用地利用集積等促進計画案の4ページの15番と17ページの73番は、○○委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書4ページをお開きください。15番は、加佐登地区で10a当たり10,000円の賃貸借です。次に、計画書17ページをお開きください。73番は、栄地区で使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、○○委員の着席を求めます。

(○○委員 着席)

引き続き、別冊の農用地利用集積等促進計画案の 9 ページの 38 番と 10 ページの 46 番、11 ページの 47 番と 48 番は、○○委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 9 ページをお開きください。38 番は、河曲地区で 10a 当たり 20kg の賃貸借です。次に、計画書 10 ページと 11 ページをお開きください。46 番から 48 番は、一ノ宮地区で 10a 当たり 50kg の賃貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、○○委員の着席を求めます。

(○○委員 着席)

引き続き、残りの第 7 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 1 ページ目をお開きください。1 ページは国府地区です。1 番と 2 番は、使用貸借です。

2 ページと 3 ページは庄野地区です。3 番から 12 番は、使用貸借です。13 番は、冒頭でご説明いたしました。

4 ページから 5 ページは加佐登地区です。14 番から 24 番は、使用貸借と 10a 当たり 10,000 円の賃貸借です。なお、15 番は、冒頭でご説明いたしました。

6 ページは牧田地区です。25 番から 31 番は、使用貸借と 10a 当たり 10kg から 30kg の賃貸借です。

7 ページは石薬師地区です。32 番と 33 番は、使用貸借です。

8 ページは飯野地区です。34 番は、60kg 相当現金の賃貸借です。

9 ページは河曲地区です。35 番から 39 番は使用貸借と 10a 当たり 30kg の賃貸借です。なお、38 番は、冒頭でご説明いたしました。

10 ページから 12 ページは一ノ宮地区です。40 番から 45 番と 49 番から 54 番は、25kg から 50kg 相当現金の賃貸借と 10a 当たり 10kg から 25kg の賃貸借です。なお、46 番から 48 番は、冒頭でご説明いたしました。

13 ページと 14 ページは箕田地区です。55 番から 65 番は、10a 当たり 10kg から 35kg の賃貸借です。

15 ページは玉垣地区です。66 番と 67 番は、10a 当たり 35kg から 50kg の賃貸借です。

16 ページは若松地区です。68 番から 72 番は、10a 当たり 25kg から 35kg と 13,750 円の賃貸借です。

17 ページは栄地区です。73 番は、冒頭でご説明いたしました。

18 ページから 19 ページは天名地区です。74 番から 81 番は、25kg から 50kg 相当現金の賃貸借です。

20 ページは合川地区です。82 番は、使用貸借です。

21 ページは久間田地区です。83 番と 84 番は、使用貸借です。

22 ページは椿地区です。85 番と 86 番は、使用貸借です。

23 ページは深伊沢地区です。87 番から 93 番は 30kg 相当現金の賃貸借と使用貸借と 1 筆当たり 20,000 円の賃貸借です。

24 ページは鈴峰地区です。94 番は、使用貸借です。

25 ページと 26 ページは庄内地区です。95 番から 104 番は、10a 当たり 10,000 円の賃貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

豊田委員

農用地利用集積等促進計画で賃貸借権を設定した場合、賃借料は中間管理機構か借受人から受け取れると聞いていますが、どのように選ぶのですか。

事務局

申請書類の中に記載していただきます。次回総会で書類を用意して説明させていただきます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 7 号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 8 号議案 農用地利用集積等促進計画取消の承認について、事務局より説明いたします。

事務局

第 8 号議案 農用地利用集積等促進計画の取り消しについて、説明いたします。

地区は牧田地区で、承認総会は令和 7 年 10 月です。申請の種類は、使用貸借権の設定です。取消理由は、権利の設定を受ける者の法人化により、法人で契約するためです。申請書類を再度提出していただいておりますので、10 月総会の申請につきましては取り消しさせていただきます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第8号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第8号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第1号から第12号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第1号から第12号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。